

**建築士法の一部を改正する法律について**  
**- 書面による契約の義務化、管理建築士の責務の明確化等 -**

建築物の設計等の業務を行う建築士事務所の契約責任が不明確であり、建築紛争の増大や長期化等を招く一因となっています。また、建築士になりすました事案等も発生しています。このため、建築物の設計・工事監理の業務の適正化や建築主等への情報開示を充実する必要があるとして、建築士法の一部を改正する法律が平成 26 年 6 月 27 日に公布されました。

この法律では、建築設計関係三団体による「建築物の設計・工事監理の業の適正化及び建築主等への情報開示の充実に関する共同提案」を踏まえ、書面による契約の義務化、管理建築士の責務の明確化等の改正が盛り込まれています。これらは、公布の日から 1 年以内に施行される予定であり、今後の詳細に関しては国土交通省ホームページ等にて各自ご確認をお願いいたします。

**○主な改正内容**

改正される主な項目は以下のとおりです。

**(1) 書面による契約等による設計等の業の適正化【(新)法第22条の3の3第1項及び第3項等】**

- ①延べ面積300㎡超の建築物の新築等の契約締結を書面で行うことを義務化
- ②延べ面積300㎡超の建築物の新築工事について設計・工事監理の業務の一括再委託を禁止
- ③国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化
- ④設計等の業務に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化

**(2) 管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化【(新)法第24条第3項～第5項】**

- ①管理建築士の責務の明確化  
(業務量の設定、業務担当者の選定、提携先に行わせる業務範囲の案の作成、所属建築士の監督 等)
- ②建築士事務所の開設者に対する管理建築士の上記①に関する意見の尊重を義務化

**(3) 建築主等への情報開示の充実【(新)法第19条の2、(新)法第5条第3項等】**

- ①設計等の委託者からの求めに応じた建築士免許証等提示の義務化
- ②建築士免許証等の記載事項等に変更があった場合の書換え規定の明確化

**(4) 建築設備に係る業務の適正化【(新)法第2条第5項、(新)法第18条第4項】**

- ①建築設備士を定義
- ②延べ面積2,000㎡超の建築物の建築設備に係る設計・工事監理において建築設備士の意見聴取を努力義務化

**(5) その他【(新)法第23条の5第2項等、(新)法第10条の2等】**

- ①建築士事務所の所属建築士を変更した場合の届出の義務化(3ヶ月以内)
- ②建築士に対する国土交通大臣・都道府県知事による調査権の新設 など

以上